



今月のテーマ

廃棄物の「保管」にかかる諸問題

1.はじめに

廃棄物処理にあたって、処理業者の許可区分に「積替え保管」単独の許可区分はない。現行では収集運搬業に伴う積替え保管を含む場合のみ限定で許可がある。

廃棄物は排出されて即時に収集運搬され処理処分される物ばかりではない。

廃棄物処理業界では、「積替え保管」の許可の是非について多々議論がある。

2. 中間処理業には保管が認められている

中間処理施設では処理前廃棄物は期間限定（原則14日）の保管が認められている。

処理後の廃棄物の施設内保管は可能であり規制はない。ただし処理後の物を施設外にて保管する場合は原則として積替え保管施設の許可が求められる。たとえ有価物（もっぱら物を除く）でも積保施設許可を取る必要がある。

3. 廃棄物処理法における大原則

現行の廃棄物処理法では、積替え保管行為は収集運搬行為に含まれる場合は許可が出る。

原則として「保管」だけの許可は出されていない。申請しても門前払いとなる。

その理由は、当初は保管の名目でも長期にそのまま残置された結果、不法投棄の現場となるケースが予見されるからと言われている。建設残土が典型的な例である。

4. 建設業者には保管場所の届出制度あり

建設業者のみ例外的に廃棄物の保管が法律で認められている。排出者が自らの廃棄物を保管する場合は、300㎡以上の面積のある保管場所では事前届により廃棄物の保管が可能である。それに関しては他の業界から異論が出ている。

なお、300㎡未満の保管場所については届出の義務はない。

5. 有害使用済機器類の保管は特例扱い

有害使用済機器類については、金属等を含む有価物扱いのスクラップとして廃棄物処理法適用の例外扱いを受けていた。そのために本来の廃棄物の保管基準が適用されず、火災や汚水の垂れ流しなど生活環境上の問題を起こしていた。その為、法改正により廃掃法第17条の2の規制を受けることになった。すなわち、有害使用済機器類の保管を行う者は、事前に都道府県知事に届出をすることで、これら事業所への立入検査及び保管状況への指導が可能となった。

廃棄物該当以外の物について立入検査と保管状況の指導は従来の廃棄物規制指導にはなかった。しかし上記の規制により、廃棄物の保管基準（飛散流出防止、地下浸透防止構造、保管時の高さ制限など）が全面的に適用されることとなった。

6. 生活環境上の配慮と適正処理

廃棄物の排出、保管、収集運搬、処分のすべての処理工程で要求されるのが「保管基準」である。廃棄物及び廃棄物由来の物は、本来は大原則の保管基準を遵守することが求められている。なぜなら、廃棄物の処理工程を誤ると、騒音や土壌汚染が発生し市民の生活環境の悪化に繋がるためである。

7. 千葉市のスクラップ置場の許可制実施

千葉市では2021年11月から再生資源物の屋外保管施設に全国初の許可制を導入した。

地域の事情で再生資源のスクラップ類の輸出のための屋外保管が増え、騒音や火災が多発している。これらは廃棄物処理法では規制、取り締まりの効果が期待できずに千葉市独自に対処するため条例化したものである。

